

障がいのある子どもの支援

●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の交付

問：福祉課 住所：福岡蔵本字茶園62-1（総合福祉センター内）【地図番号P40A1】

☎22-1400 FAX 26-2699 受付日時：月～金(祝日、年末年始を除く)8:30～17:15

身体、知能、精神の障害程度に該当すると認定された方が、様々な福祉サービスを受けるために必要となるものです。



★手帳の種類と概要

▲ 身体障害者手帳・療育手帳

手帳の種類	対象者・等級
身体障害(児)手帳	対象者：視覚、聴覚、音声、言語、肢体、心臓、腎臓、呼吸器またはぼうこう、直腸、小腸の機能、もしくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に一定以上の障がいがある方 等級：障がいの程度により1級～6級
療育手帳	対象者：知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある方 等級：障がいの程度によりA（最重度・重度）またはB（中度・軽度）

●特別児童扶養手当

問：福祉課 住所：福岡蔵本字茶園62-1（総合福祉センター内）【地図番号P40A1】

☎22-1400 FAX 26-2699 受付日時：月～金(祝日、年末年始を除く)8:30～17:15

精神または身体に障がいのある20歳未満のお子さんを養育している方に、お子さんの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。



▲ 特別児童扶養手当

対象者	法令で定められた程度の障がいがある20歳未満のお子さんを家庭で監護・養育している父母または養育している方（所得制限あり） ただし、次のいずれかに該当するときは支給対象外 1 受給者（申請者）や対象となる子どもが日本国内に住所を有しないとき 2 対象となる子どもが児童福祉施設などに入所しているとき（通園している場合は除く。） 3 対象となる子どもが障がいを事由とする年金を受けることができるとき
支給時期	原則、4月、8月、11月に、それぞれの前月分(11月は当月分)までを支給

●障害児福祉手当

問：福祉課 住所：福岡蔵本字茶園62-1（総合福祉センター内）【地図番号P40A1】

☎22-1400 FAX 26-2699 受付日時：月～金(祝日、年末年始を除く)8:30～17:15

精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活で常時介護を必要とする20歳未満のお子さんが、障がいによって生じる特別な負担を軽減する手助けのひとつとして支給される手当です。

対象者	<p>20歳未満で次のいずれかに該当する方（所得制限あり）</p> <ol style="list-style-type: none">1 視力の良い方の眼の視力が0.02以下のもの2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの4 両上肢の全ての指を欠くもの5 両下肢の用を全く廃したもの6 両大腿を二分の一以上失ったもの7 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの8 身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの9 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの10 身体の機能の障害もしくは症状又は精神の障害が重複するものであって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの <p>ただし、施設に入所の方または障がいを事由とする年金を受給している方は受給対象外</p>
支給時期	<p>原則、2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までを支給 例) 5月の支給日には、2～4月分を支給します。</p>



▲ 障害児福祉手当

